

## 制度の課題

### 1 更新検査について

#### (提案)

##### 認証品の更新(事業者申請方式への変更)

現行、認証品の更新は、認証機関からの認証事業者への通知により行われているが、認証業者からの申請方式に改める。



#### (結論)

毎年、更新申請を認証機関に提出するよう改め、関係する要綱及び要領(申請様式)を改正する。(資料1、2)

### 2 生産休止について

#### (提案)

##### 認証品の生産休止の取り扱い

生産休止は、要綱で認められているが、休止期間が定められていない。

##### 要綱抜粋

#### 第4 認証事業者

3 認証事業者は、次の各号について誠実にこれを遵守しなければならない。

(7) 次に掲げる事項に該当するときは、要領に定めるところにより、認証機関に届け出ること。

ア 認証道産食品の生産を1年以上休止し、又は廃止しようとするとき。

イ 生産を休止していた認証道産食品について、その生産を再開しようとするとき。



#### (結論)

次のとおり要綱を改正する。(資料1)

- ・ 生産休止期間は、届け出を提出してから最長で1年間とする。
- ・ 生産休止の更新は認めない。

### 3 認証マークについて

#### (提案)

外食や小分販売での認証マークの有効性

外食（弁当、レストラン）などの（原）材料として場合  
スライス（オーダーカット）、量り売りした場合



#### (結論)

- ・制度PRのための店頭でのPOP等へのマークの使用は可能
- ・包装を外して、スライス、量り売りを行った商品へのマークの添付は認めない。

#### (提案)

認証マークを貼付しないで販売している認証品の取り扱い。



#### (結論)

認証事業者に対し指導文書を送付する。(資料3)